民法総論 II

科目ナンバリング　CIL-102
必修　　2単位

北見　良嗣

1. 授業の概要（ねらい）

民法典第一編「民法総則」を中心に、代理、法人、契約の有効性・効力発生時期、時効等について学習します。民法総論は、2年次以降履修する民法各科目の基礎となるばかりか、リーガルマインドひいては法律学全体の基礎となる制度を提供していますので、しっかり理解することが望まれます。

なお、2020年実施の民法（債権法）改正および2019年から段階的に実施されている同（相続法）改正についても、必要に応じカバーを図ります。

2. 授業の到達目標

①民法、ひいては法律学の基礎となる法制度の仕組みや役割を理解します。リーガルマインドの基礎を学びます。
②具体的には、後期は代理、法人、契約の有効性・効力発生時期、時効について基礎知識を修得します。

3. 成績評価の方法および基準

期末に実施する試験（60点）+平常点（40点）
ー平常点(40点)は、中間レポート(筆記問題)により採点します。

4. 教科書・参考文献

教科書
内田貴　『民法I（第4版）ー総則・物権総論』　東京大学出版会（2008）
参考文献
内田貴・山田誠一・大村敦志・森田宏樹　『民法判例集　総則・物権（第2版）』　有斐閣（2014）
鎌田薫・内田貴・青山大樹・末廣裕亮・村上祐亮・篠原孝典　『重要論点　実務　民法（債権関係）改正』　商事法務（2019）

5. 準備学修の内容

①授業の進行に合わせて指定した教科書の次回の授業範囲を読み、専門用語の意味等を理解しておくこと。
②授業で聴いた内容（特に分からなかった点）は、必ずその日のうちにノート整理を行い、要点を整理すること。
③授業の進行に合わせて、法学検定問題集(ベーシックないしスタンダード・コース)を使って、知見・理解を確認すること。

6. その他履修上の注意事項

①法学概論を並行的に履修することが望まれます。なお、より進んだ専門的知識修得には、契約法Ⅰ、物権法があります。
②民法は、大多数の学生諸君にとって大学に入って初めて学ぶ科目であり、しかも他の法律を学ぶ際に前提となることが多い科目です。民法の確たる理解には、授業に出席することが不可欠です。

7. 授業内容

【第1回】　オリエンテーションー前期の学習内容の大まかなレビュー
代　理ー無権代理、無権代理と相続［対面授業］
【第2回】　代　理ー表見代理（109）［対面授業］
【第3回】　代　理ー表見代理（110、112）［対面授業］
【第4回】　代　理ー代理類似概念
法　人ー法人とは何か、「法人」総論
ー　授業の進捗状況によっては、中間レポートの課題を提示［対面授業］
【第5回】　法　人ー社団と組合、権利能力なき社団、法人の組織［対面授業］
【第6回】　法　人ー「法人の能力」と「目的の範囲」［対面授業］
【第7回】　法　人ー定款等による代表者の代理権の制限、代表者の代理権に対するその他の制限（代理権の濫用）、法人と不法行為［対面授業］
【第8回】　法　人ー法人の不法行為と表見代理
契約の有効性ー確定性、実現可能性［対面授業］
【第9回】　契約の有効性ー適法性、社会的妥当性
ー　採点の進捗状況によっては、中間レポートを返却［対面授業］
【第10回】　中間レポート講評［オンライン授業］
【第11回】　契約の有効性ー社会的妥当性
有効要件を欠く場合の効果
無効
取消し
契約の効力発生時期ー条件［対面授業］
【第12回】　契約の効力発生時期ー期限、期間
時　効ー時効とは何か、存在理由を巡る問題［対面授業］
【第13回】　時　効ー消滅時効、更新・完成猶予、時効の効果［対面授業］
【第14回】　時　効ー時効の効果（援用権者、援用の場所、援用の制限、時効利益の放棄）［対面授業］
【第15回】　時　効ー除斥期間、形成権の期間制限の法的性質、抗弁権の永久性、
法律行為
私権についての一般原理
まとめ［対面授業］